

## 近世東海道の維持管理について\*

～神奈川県域における「掃除丁場」の賦課範囲を素材に～

A study on road maintenance of the Tokaido during the Edo era  
～ about the levy range of the “Road maintenance zone” in the Kanagawa region ～

齊藤司\*\*・鈴木良明\*\*\*・藤井弘造\*\*\*\*・藤村万里子\*\*\*\*\*

by Tsukasa SAITOH, Yoshiaki SUZUKI, Kouzou FUJII, Mariko FUJIMURA

### 概要

本論では、近世東海道における道路の維持管理に関わる政策・負担の一つである掃除丁場の負担方式の一端を、神奈川県域を対象に検討した。具体的には「東海道宿村大概帳」に記された県域九か宿に関する掃除丁場の内容を素材としている。分析の結果、県域における掃除丁場には、東海道に面している宿村だけでなく周辺の村にもその負担が課されているA型（相模川以東に分布）と、東海道に面している宿村のみで負担するB型（相模川以西に分布）の二類型に大別されること。そして、負担の基本原則はB型であり、A型はそれに何らかの要因が加わっており、地域的にみて江戸との近接性を考慮する可能性を指摘した。あわせて、A型における周辺村から指定されている掃除丁場までの距離が五里を上限として設定されていることを述べている。

### 1. はじめに

慶長六年（一六〇一）に成立した近世東海道は、徳川幕府の政権所在地である江戸と、経済・文化の先進地域である京都・大坂という、三都を東西に結ぶ幹線道路であり、近世日本列島における政治・経済・外交・文化・情報の大動脈として機能していた。なかでも、朝鮮通信使や長崎出島オランダ商館長等の外交使節は、瀬戸内海を海路で移動した後、大坂からは東海道をって江戸へ赴いている。また、江戸と国元を隔年で往復する参勤交代の大名や、さまざまな儀礼に関連して幕府へ派遣される朝廷の使者も多くは東海道を利用していた。いわば東海道は、こうした外交・朝幕・幕藩関係の舞台装置としての側面をももち、その道路の維持管理は、幕府＝「公儀」の威信に直接結びつくものとしてきわめて重要な事柄として認識されていたと思われる<sup>(1)</sup>。

東海道をはじめとする全国の主要街道は、幕府の機関である道中奉行所の管轄下におかれ、道中奉行所はその維持管理のため、さまざまな政策を施行し、それに伴う負

担を宿場や街道沿線の村々に賦課している。こうした負担の一つとして「掃除丁場」（「掃除町場」と記される場合もあるが、本稿では史料引用を除き「掃除丁場」で統一する）が存在する。掃除丁場は、「公用旅行者などの重要な通行に際し、街道近くの村民が出役して道路の整地・盛砂を行う区間」<sup>(2)</sup>と定義されている。すなわち、外交使節等の重要な通行に際して、その通路である街道（松並木などの施設を含む）の清掃・補修を行い、同時に通行者に対する礼としての盛砂を配置するといった行為を分担する範囲である。いわば、幕府の威信とも結びつく街道の状況・景観を良好なものとして維持・補修する「掃除」役の負担として重要な事柄であったと理解することができる。

しかし、掃除丁場に関する先行研究はほとんどなく、その開始時期や担当範囲の確定と基準などといった点については十分に解明されているとはいえない<sup>(3)</sup>。そこで、ここでは東海道の内、神奈川県域を対象として、掃除丁場の負担方式の類型化と、それに関連して丁場から負担村までの距離に関する規定性について、事実関係の一端を整理してみたい。

### 2. 掃除丁場負担方式の類型と地域的分布

本論における検討素材は、一九世紀初頭に道中奉行所が作成した「東海道宿村大概帳」の神奈川県域に関する部分の記述である<sup>(4)</sup>。「東海道宿村大概帳」（以下、大概

\*keywords : 近世、東海道、維持管理、掃除丁場

\*\* 非会員 博士（文学） 横浜市歴史博物館

（〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1丁目18番1号）

\*\*\* 非会員 神奈川県立金沢文庫

\*\*\*\* 非会員 前国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

\*\*\*\*\* 正会員 財団法人国土技術研究センター

帳と記す)には、東海道の第一宿である品川宿から、川崎宿・神奈川宿というように東→西の順序で、石高・人別・家数・地子免許・諸給米・高札場・問屋場・除地など各宿場に関する事柄と、次宿手前までの掃除丁場・往還沿いの村名・一里塚・立場・橋などの道路施設の概要が記述されている。そして、川崎宿から神奈川宿の手前までが川崎宿の項目で括して記載されているように、宿場から次宿の手前までの範囲が、その宿場の項目に組み込まれて記述されている。本稿での検討対象である掃除丁場については、次に示す史料1・2のように負担形式を示す文言の後、丁場の場所と長さ、負担宿村と丁場までの距離が示されている。

さて、大概帳における神奈川地域の掃除丁場の記述を、掃除丁場の場所、丁場の長さ(間数)、負担宿村と丁場までの距離といった項目ごとにまとめたものが表-1である。また、参考として各丁場負担村の助郷役負担についても付け加えている。表-1によれば、東端の川崎宿から西端の箱根宿にいたる領域において、東海道に面している宿村が五九か宿村であるに対して、掃除丁場を担当している宿村は二六七か宿村に及んでいる。これは少なくとも一つの宿村が面している東海道の掃除丁場に対して、複数の宿村が担当しているケースが存在することを意味している。

それでは、実際の掃除丁場の負担はどのように分担されていたのであろうか。この点を検討するため、史料1・2を掲げる。

<史料1> (5)

一、此宿(川崎宿)より神奈川宿迄の間往還掃除丁場

但、宿内掃除之儀は、其所之丁場も有之、又ハ他村より入会候場所も有之、間之村々右同断、且重き通行有之節、間之村々江掃除之儀宿方より相触来

<史料2> (6)

一、此宿(大磯宿)より小田原宿迄の間往還掃除丁場

但、宿内掃除之儀ハ、其所限之町場にて、他村より之入会無之、間之村々右同断、且重き通行有之節ハ、間之村々江掃除之儀宿方より相触来

史料1は、川崎宿の項目にみられる、同宿から神奈川宿の手前にいたるまでの東海道における、掃除丁場の負担宿村について記述したものである。それによれば、「宿内」=川崎宿の掃除丁場が、「其所」=川崎宿が負担する箇所と、「他村より入会候場所」=周辺の村々が負担する箇所からなっていることがわかる。また、川崎宿より神奈川宿の手前までにあたる「間之村々」(具体的には市場村、鶴見村、生麦村、東子安村・西子安村・新宿村の三か村入会)においても同様であるとしている。

ここでは東海道に面している宿・村だけでは掃除丁場の負担が完結せず、それ以外の周辺村々にも掃除丁場

表-1 掃除丁場負担宿村に関するデータ(その1)

掃除丁場	掃除丁場担当宿村名	掃除丁場分間距離(間)			丁場マテ距離		助郷	
		両側	左側	右側	里	町	区分	年代
川崎宿	川崎宿	972			0	0	—	
	大磯	44				15	町	川崎宿定助 享保10年
	堀之内	24				1	町	川崎宿定助 享保10年
	中磯	18				8	町	川崎宿定助 享保10年
	川中嶋	15				21	町	川崎宿定助 享保10年
	大磯河原	54				12	町	川崎宿定助 享保10年
	渡田	59				15	町	川崎宿定助 享保10年
	稲富新田	107				29	町	川崎宿定助 享保10年
	小田	54				18	町	川崎宿定助 享保10年
	矢向	21				14	町	川崎宿定助 享保10年
	紅ヶ崎	11				30	町	川崎宿定助 享保10年
	小倉	51		1	里	2	町	川崎宿定助 享保10年
	下新田	8				26	町	川崎宿定助 享保10年
	瀬田	43				31	町	川崎宿定助 享保10年
	市場村	市場	502			0	0	町
善沢		23				3	町	川崎宿定助 享保10年
南河原		35				3	町	川崎宿定助 享保10年
鶴見村	鶴見	640		0	里	0	町	神奈川定助 享保10年
	下末吉	96				10	町	神奈川定助 享保10年
	上末吉	12				14	町	神奈川定助 享保10年
生麦村	生麦	608		0	里	0	町	神奈川定助 享保10年
	北寺尾	23				17	町	神奈川定助 享保10年
	東寺尾	141				12	町	神奈川定助 享保10年
	梅	98		1	里	8	町	神奈川定助 享保10年
	上藤岡	61		1	里			神奈川定助 享保10年
	下藤岡	150		1	里			神奈川定助 享保10年
	上藤ヶ谷	33		1	里			神奈川定助 享保10年
	下藤ヶ谷	26		1	里			神奈川定助 享保10年
東子安 西子安 新宿	東子安	664			0	0	町	神奈川定助 享保10年
	西子安							
	新宿							
	馬場	76				25	町	神奈川定助 享保10年
	西寺尾	138				15	町	神奈川定助 享保10年
	北寺尾	74		1	里			
	神奈川宿	1109		0	里	0	町	—
神奈川宿	当宿枝郷	75			0	0	町	—
	新磯分							
	大倉根	107		2	里	12	町	神奈川定助 享保10年
	白糠	29				20	町	神奈川定助 享保10年
	新名	75				35	町	神奈川定助 享保10年
	福原	85				30	町	神奈川定助 享保10年
	太尾	46		1	里	18	町	神奈川定助 享保10年
	下藤田	65		1	里	20	町	神奈川定助 享保10年
	大豆戸	46		1	里	5	町	神奈川定助 享保10年
	岸根	44				28	町	神奈川定助 享保10年
	野沢	59		1	里	18	町	神奈川定助 享保10年
	島山	132		1	里	18	町	神奈川定助 享保10年
	本郷	56		1	里	18	町	—
	上菅田	33		2	里			保土ヶ谷定助 享保10年
	芝生村	下大岡	158		1	里余		
上大岡		113		1	里余			保土ヶ谷定助 享保10年
戸部		73				18	町余	保土ヶ谷定助 享保10年
片倉		28		1	里	18	町余	神奈川定助 享保10年
六ヶ崎		46		1	里余			神奈川定助 享保10年
神代寺		28		1	里	18	町	神奈川定助 享保10年
本郷		38		2	里	18	町余	神奈川定助 享保10年
保土ヶ谷宿		922		0	里	0	町	—
戸部		90				20	町	保土ヶ谷定助 享保10年
芝生		20				1	町余	保土ヶ谷定助 享保10年
保土ヶ谷宿	小机	209		2	里程			神奈川定助 享保10年
	三枚橋	26		1	里	18	町	神奈川定助 享保10年
	和田	20				20	町余	保土ヶ谷定助 享保10年
	下壘川	82				25	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	仏向	71		1	里余			保土ヶ谷定助 享保10年
	坂本	21		1	里余			保土ヶ谷定助 享保10年
	太田	155				31	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	川崎	84		1	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	上壘川	82		1	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	今井	70				13	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	西原	29		2	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	宮下	29		3	里			保土ヶ谷定助 享保10年
	宮ヶ谷	28		3	里			保土ヶ谷定助 享保10年
	金井	29		3	里			保土ヶ谷加助 天保11年
	本郷	64		3	里			神奈川定助 享保10年
	横浜	29		1	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	北方	45		2	里			保土ヶ谷定助 享保10年
	石川(中村)	55		1	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	根岸	122		2	里			保土ヶ谷定助 享保10年
	堀内	10		1	里			保土ヶ谷定助 享保10年
	岡	62		2	里	8	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	瀬頭	40		2	里			保土ヶ谷定助 享保10年
	磯子	53		2	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	松本	51		2	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年
	関	23		2	里余			保土ヶ谷定助 享保10年
永田	31		1	里	8	町	保土ヶ谷定助 享保10年	
引越	20		1	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年	
別所	25		1	里	30	町	保土ヶ谷定助 享保10年	
森中領	17		2	里	18	町	保土ヶ谷代助 安永4年	
森中領	11		0	里			保土ヶ谷代助 安永4年	
森公田	21		3	里余			保土ヶ谷代助 安永4年	
栗木	13		3	里余			保土ヶ谷定助 享保10年	
峯	14		3	里	18	町	保土ヶ谷加助 天保11年	
田中	16		2	里	18	町余	保土ヶ谷定助 享保10年	
矢部野	18		3	里	18	町	保土ヶ谷加助 享保10年	
中里	7		1	里	27	町	保土ヶ谷定助 享保10年	
中里	31		2	里	18	町	保土ヶ谷定助 享保10年	



で「掃除丁場」を負担しているのである。こうした負担形式は、若干の留保が必要ではあるが、平塚宿・小田原宿・箱根宿においても指摘することができよう。すなわち、平塚宿の項目は宿内のみであるが、これは平塚宿と大磯宿が隣接しており、その間に村が存在しないためであろう。また、小田原宿の項目においては、「畑村町場(丁場)境より西、箱根宿境迄」の一五三三間については「畑村持」としながらも、その負担は「領主役場より掃除人足差出」としている<sup>(7)</sup>。これは畑村～箱根宿間には村・集落が存在しないための措置と考えられる。同様に箱根宿では、「宿内掃除之儀、家並之分其所之町場にて、其余八領主にて致来」<sup>(8)</sup>とあり、「宿内」＝箱根宿の家並みがある部分は箱根宿が、「其余」(それ以外)の部分は領主の負担とされている。なお、この小田原宿・箱根宿の記述における領主とは、具体的には小田原藩主のことであり、東海道の箱根関所と脇往還の関所の管理が小田原藩の管轄責任であることとの関連で負担することになっているものと理解される。

以上のように、神奈川県域における掃除丁場の負担形式には、史料1でみたような東海道の面している宿・村だけでは完結せず、周辺村々にも負担が及んでいるA型と、史料2にみるような東海道の面する宿・村のみで完結しているB型の、二類型が確認される。また、A型が相模川以東に、B型が相模川以西に、それぞれ分布するように、相模川を境として明確な地理的区分を示している。こうした地域区分は、史料1・史料2といった文言のみならず、東海道の面している五九か宿村の掃除丁場について、東海道の面した宿村と、東海道の面していない周辺村との割合を示した表一2からも確認できる。

A型とB型を比較した場合、A型の宿村においてもその多くは自宿村先の掃除丁場を担当していることから、東海道の面している宿村のみで担当するB型が掃除丁場負担の基本的な原則と考えられる。A型についてはそれに何らかの要因が加わったことにより、自宿村の他に周辺村へも賦課されるようになったものと理解されよう。

また、神奈川県域の東に隣接する品川宿の場合、「此宿(品川宿)より川崎宿迄之間往還通掃除町場、但宿内掃除之儀ハ、其所限リ之町場ニ而、他村より之入会候無之、間之村々ニハ其所、又ハ他村よりも入会掃除いたし来、且重キ通行有之節ハ、間之村々江掃除之儀宿方より相触来」<sup>(9)</sup>とあり、品川宿内については「其所限り」＝品川宿のみで負担しているが、それより多摩川にいたるまでの「間之村々」については「其所、又ハ他村よりも入会掃除いたし」とあるように、史料1と同じA型の負担方式となっている。したがって、相模川以東の神奈川県域に分布するA型の負担方式は、品川宿へも接続することとなり、江戸の近接地域という地域性を指摘することも可能であろう。

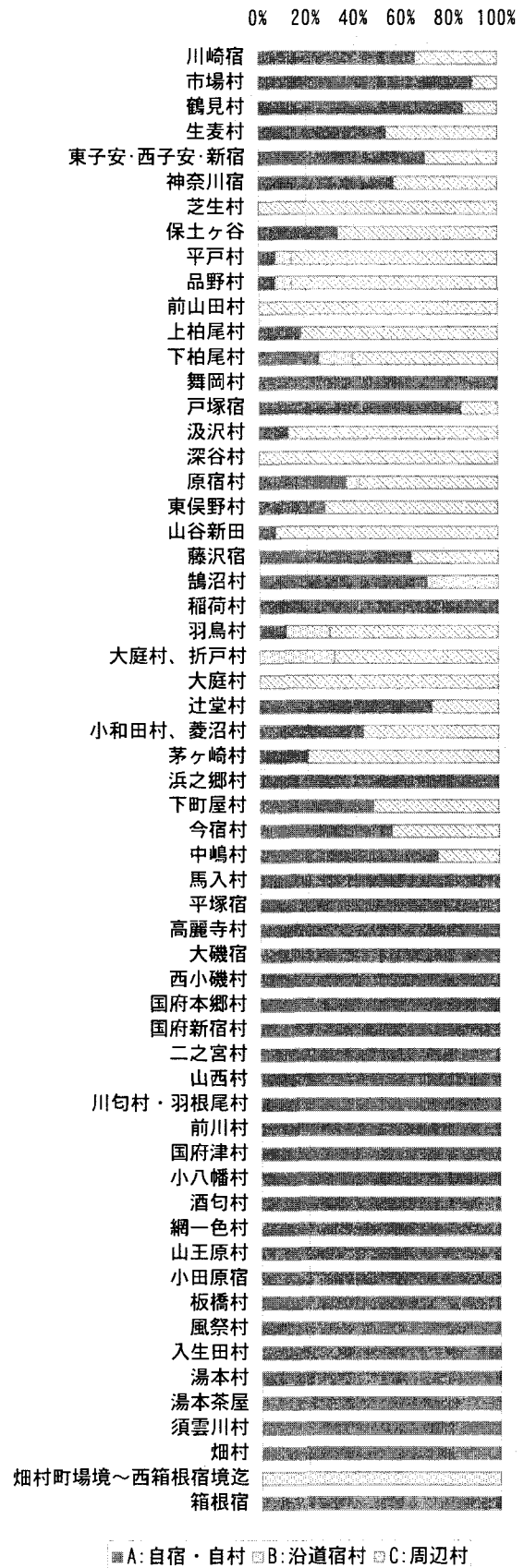


図-1 沿道宿村における掃除分担の割合

### 3. A型における掃除丁場負担村の規定性について

次にA型の地域における掃除丁場の負担がどのような基準によって決定されているのかを考えてみたい。

まず、掃除丁場の場所と負担村との関係について、各宿場の周辺村々に賦課された助郷役との関係からみていきたい。助郷役は、東海道の各宿場へ義務づけられていた人足一〇〇人・馬一〇〇疋の負担が宿場だけでは次第に困難になっていく中で、その負担を周辺村落へも賦課するものであり、宿場によって異なるがおおよそ一七世紀後半から次第に制度化されていき、神奈川県域においては享保一〇年（一七二五）におおよそその確定をみているようである。

表-1より掃除丁場負担と助郷役との関連をみると、川崎宿～市場村は川崎宿助郷村が、鶴見村～神奈川宿は神奈川宿助郷村が、芝生村～保土ヶ谷宿は保土ヶ谷宿助郷村が、平戸村～原宿村は戸塚宿助郷村が、東俣野村～茅ヶ崎村は藤沢宿助郷村が、それぞれ掃除丁場を担当している傾向を見て取ることができるように思われる。もちろん全てが一致するわけではなく、また助郷村として掲げた史料も同一の年次ではないため、断定することは控えなければならないが、おおよその傾向としては肯定することができよう。ここからは、大概帳に記されている、宿場から次の宿場の手前までという地理区分ではなく、市場村と鶴見村の境である鶴見川や、保土ヶ谷宿と平戸村の境である峠などといった、自然地形とそれを踏まえた地域範囲によって、個々の宿場を核とする地域区分が存在し、掃除丁場や助郷役の負担もそうした地域区分に依拠して設定されていることがうかがわれる。あるいはこうした地域区分の枠組みに江戸近接地域という特性を見いだすことができるかもしれない。

次に、掃除丁場の担当箇所から負担村までの距離について考えてみたい。大概帳には「丁場江拾五丁」というように、負担する掃除丁場から負担村までの距離が記されていることは先に述べた通りである。相模川以東における掃除丁場負担村を、一里以内、二里以内、三里以内、四里以内、五里以内といった距離ごとに該当する村数をまとめた表-2によれば、掃除丁場から負担村までの距離が最大であるのは、五里（保土ヶ谷宿～戸塚宿間の平戸村一八〇間の丁場を担当する上鶴間村の一か村）であり、それ以外の村々はいずれも五里以内の距離となっている。おそらく掃除丁場から負担村の距離については、五里を上限とする原則が存在するものと理解してよいだろう。

こうした五里という距離に関して想起されるのは、「五里外駄賃銭」の規定である。これは年貢納入に際して、村から年貢を運送する河岸までの距離が五里以内の場合は、河岸までの運送の費用は百姓＝村側の負担となるが、五里を越える場合は、その運送費用を一里につき二俵あたり二四文を領主側から支給するという規定であ

る。ここからは五里以内の距離における年貢運送は、年貢納入に付随する村の負担とされていることがうかがわれる。おそらく掃除丁場から負担村までの距離が五里を上限とされているのも、そうした認識によるものと考えられ、往復に関する移動距離の負担は掃除丁場の負担間数の確定には考慮されなかったものと考えられる。

表-2 担当丁場までの距離

丁場までの距離	集落数	割合(%)
0以上1里未満	82	49
1里以上2里未満	33	20
2里以上3里未満	33	20
3里以上4里未満	15	9
4里以上5里以下	4	2
5里以上	0	0
合計	167	100

### 4. 結びにかえて

以上、重要な行列の東海道通行時に行われる、街道の「掃除」＝維持管理を担当する掃除丁場の負担のあり方について、神奈川県域を素材に検討した。その結果、県域における掃除丁場の負担形式には、東海道に面している宿村だけでなく周辺の村にもその負担が課されているA型と、東海道に面している宿村のみで負担するB型の二類型に分類されること。さらに相模川を境として、A型はその以東、B型が以西というように、地理的に明確に区分されることを指摘し、県域の東側に隣接する品川宿～川崎宿間の負担がA型であることから、江戸に隣接する地域的特性との関連が想定されることを述べた。あわせて、A型においても、東海道に面している宿村が掃除丁場を負担しているケースが多いことから、掃除丁場の負担の基本原則がB型であると考えた。

次にA型の宿村における負担のあり方を、助郷役負担との重なりから、川・峠などの地形によって区分される宿場を中心とする地域範囲が想定でき、それにもとづいて負担村が決定されていると思われることを想定した。この場合、担当する掃除丁場から負担村までの距離が、人足の移動の負担を考慮する必要がないと考えられる五里を上限として設定されたと考えられることを指摘した。

最後に、掃除丁場の負担間数と負担村の石高等については、何通りかの試算を行ったが、適合的な数値を見いだすことは出来なかったことを付記するとともに、A型の宿村については助郷役の賦課範囲の変化などを含めた歴史性のなかで検討していく必要があることを指摘しておきたい。

なお、本論は平成14年度から平成15年度の2年間にわたって国土交通省横浜国道事務所の委託に基づいて（財）国土技術研究センターにおいて実施された「東海

道道路構造解析調査」での調査研究結果のうち掃除丁場に関する部分を取りまとめたものである。

〔註〕

- (1) 東海道を初めとする近世の諸街道を「武威を示し公儀の威光を示す舞台」とする観点は、土田良一『近世日本の国家支配と街道』（平成十三年、文献出版）に拠る。
- (2) 「ちょうば 丁場」（渡辺和敏氏執筆）、『国史大辞典』第九卷（昭和六三年、吉川弘文館）六四三頁。
- (3) 管見の限り、伊勢亀山藩領村々における掃除丁場について検討した、土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』（平成六年、吉川弘文館）の第三部「補論 街道掃除役と助郷助成－伊勢亀山藩の場合－」（同書三六一～三六七頁）を知るのみである。
- (4) 児玉幸多校訂『近世交通史料集四』（吉川弘文館）所収。
- (5) 『近世交通史料集四』三八頁。
- (6) 『近世交通史料集四』一三六頁。
- (7) 『近世交通史料集四』一六〇頁。
- (8) 『近世交通史料集四』一七四頁。
- (9) 『近世交通史料集四』一二頁。